



農業振興地域整備計画変更案縦覧公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更するので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

甲良町に住所を有する者は、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供する農業振興地域整備計画の変更案について、甲良町に対して意見書を提出することができる。

甲良町は、意見書が提出された場合、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により意見書の要旨および当該意見書の処理の結果を公告する。

また、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 3 項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に甲良町に書面にてこれを申し出ることができる。

令和 8 年 1 月 14 日

甲良町長 寺本 純二



- 1 変更する農業振興地域整備計画の名称
甲良農業振興地域整備計画
- 2 変更する理由
経済事情の変動その他情勢の推移
- 3 縦覧期間
自 令和 8 年 1 月 14 日
至 令和 8 年 2 月 13 日
- 4 縦覧場所
甲良町役場産業課
甲良町大字在士 3 5 3 番地 1
- 5 意見書の提出先および異議の申出先
甲良町役場産業課
甲良町大字在士 3 5 3 番地 1

(注)「2 変更する理由」には、「農業振興地域整備基本方針の変更」、「農業振興地域の区域の変更」、「基礎調査の結果」もしくは「経済事情の変動その他情勢の推移」のうち該当するものを記載すること。